

令和8年度
新潟県カーボンニュートラルポータル形成推進事業補助金 Q & A

Q 1 この補助金は、国や市町村など他の補助金と重複して受給することはできますか。

A 1 国や市町村の補助金と重複して受給することは可能です。ただし、新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む。）の別の補助金との重複受給はできません。

Q 2 補助金の対象額に下限はありますか。

A 2 下限額はありませので、規模の小さな事業にもこの補助金を利用いただくことができます。（上限額は、1件の申請につき5,000千円となります。）

Q 3 市町村は補助対象者となりますか。

A 3 市町村や国の機関は補助金の申請者となることはできません。

Q 4 既に事業に着手している場合でも補助対象になりますか。

A 4 交付決定日以降に事業着手するもののみ補助対象となります。交付決定前に着手した事業については補助対象になりません。

Q 5 この事業は、令和8年度中に事業を終了させる必要がありますか。

A 5 この補助金の事業期間は、交付決定の日から令和9年3月31日までとさせていただきます。事業期間内に事業が終了しなかった場合、補助金は交付されません。

Q 6 複数年度事業の申請は可能ですか。

A 6 この補助金は単年度事業ですので、令和8年度は、令和9年3月31日までに事業を終了させる必要があります。

Q 7 交付決定後に事業に着手したものの、やむを得ない理由により事業を中止又は廃止した場合、補助金は支給されますか。

A 7 事業を中止又は廃止した場合、補助金は交付されません。事業期間内に事業が終了しなかった場合も同様です。なお、知事の承認を受けたうえで事業の内容を事業期間中に実施可能なものに変更した場合は、変更後の事業内容で補助金を受給することができます。

Q 8 県外に本社のある企業でも補助金の対象者となりますか。【R8 変更】

A 8 別記1の①については、県内に事業所がある協議会（※）の委員であれば、本社の所在地に関係なくこの補助金の対象者となります。なお、これに該当しない場合も、連名事業実施者として申請に加わることは可能です。

（※）「新潟県港湾脱炭素化推進協議会」又は「直江津港港湾脱炭素化推進協議会」もしくは「両津港・小木港カーボンニュートラルポート形成協議会」

別記1の②については、国内に事業所がある企業すべてがこの補助金の対象者となります。

Q 9 同一実施主体で、交付申請書を複数提出することは可能ですか。

A 9 異なる案件で、それぞれ実証実験・調査を行う場合には、同一実施主体で複数の交付申請を提出することは可能ですが、1実施主体の補助上限額は合わせて5,000千円となります。

Q 10 申請書類等を電子メールで提出することは可能ですか。

A 10 可能です。

Q 11 補助金の申請から交付まではどのような流れになりますか。

A 11 まず交付申請（別記1号様式）をいただき、県から交付決定を受けた場合は事業を開始し、事業完了後に実績報告書（別記第6号様式）を提出するのが基本的な流れになります。

その他、必要に応じて、変更交付申請、中止（廃止）承認申請、事業遅延等報告、補助事業遂行状況報告、概算払い請求、仕入控除税額の確定報告をしていただく場合があります。